

参考資料

第 1 回農林水産省知的財産戦略本部資料（抜粋）

## 農林水産省知的財産戦略本部の設置について

～知的財産の積極的な活用による「攻めの農林水産業」の展開～

平成18年2月23日

## 1 趣旨

我が国の農林水産物・食品は、高品質・高付加価値、安全・安心等農林水産業・食品産業関係者の努力や技術、我が国の伝統や文化、消費者の信頼等に支えられた他国に類を見ない特質・強さを有しており、これは我が国にとっての貴重な知的財産と考えられる。

知的財産権の取得・保護のための法制度の整備や、DNA品種識別技術の開発等が進み、我が国農林水産物・食品の特質・強さを知的財産権として権利化し、「守り」と「攻め」の両面で積極的に活用できる環境が急速に整っている。

このため、知的財産の積極的・戦略的な活用は、国際競争力の強化や収益性の向上等、「攻めの農林水産業」の展開に向けた重要な政策課題と考えられることから、省内に「農林水産省知的財産戦略本部」（以下「本部」という。）を設置し、知的財産に関する施策を強力に推進することとする。

## 2 構成

(1) 本部は、以下をもって構成する。

本部長：三浦農林水産副大臣

副本部長：金子農林水産大臣政務官

本部長補佐：農林水産事務次官

本部員：官房長、総括審議官、総括審議官（国際）、技術総括審議官、統計部長、総合食料局長、消費・安全局長、生産局長、経営局長、農村振興局長、農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官、関東農政局長

(2) 本部の下に幹事会を置くものとし、幹事会の構成は別紙のとおりとする。

(3) 本部及び幹事会の構成員は、必要に応じ追加することが出来るものとする。

## 3. 事務局

本部の事務局（庶務）は、生産局総務課の協力を得て、生産局種苗課において行う。

(別紙)

農林水産省知的財産戦略本部幹事会の構成

幹事長：技術総括審議官  
副幹事長：生産局審議官  
幹事長補佐：生産局総務課長、種苗課長  
幹事：官房 技術調整室長、情報課長  
国際部 貿易関税課長  
統計部 生産流通消費統計課長  
総合食料局  
食品産業企画課長、食品産業振興課長、消費  
流通課長  
消費・安全局  
表示・規格課長、消費者情報官  
生産局  
生産振興推進室長、農産振興課長、野菜課長、  
果樹花き課長、特産振興課長、畜産企画課長、  
畜産振興課長、牛乳乳製品課長、食肉鶏卵課  
長  
経営局  
参事官（普及担当）  
農村振興局  
農村政策課長  
農林水産技術会議事務局  
先端産業技術研究課長  
林野庁  
経営課長、木材課長、研究・保全課長  
水産庁  
加工流通課長、研究指導課長、栽培養殖課長  
関東農政局  
生産経営流通部長

農林水産省知的財産戦略本部における検討事項

1. 戦略の方向性

- (1) 農林水産業・食品産業のグローバル化、輸出促進等に対応した海外における権利取得・活用の促進
- (2) 知的財産の活用による産地育成と消費者の信頼確保 等

2. 具体的課題

- (1) 植物新品種の育成者権の保護・活用
  - ①輸出差止制度の新設（種苗法違反物品に関し関税法改正）
  - ②中国・韓国等への働きかけ
  - ③DNA品種識別技術の開発 等
- (2) 地域ブランド戦略
  - ①地域団体商標制度の戦略的活用・支援（商標法改正、本年4月施行）
  - ②地域ブランドの啓発・普及 等
- (3) 特許等技術移転の促進
- (4) 知的財産に関する普及啓発、人材育成 等

3. 有識者、民間企業等からのヒアリングを行い、検討を深めるとともに、必要に応じて検討項目を追加するものとする。

## 農林水産省知的財産戦略本部資料

- 知的財産権の種類
- 特許制度の概要
- 商標制度の概要
- WTOにおける地理的表示の概要
- 植物新品種の保護制度の概要
- 不正競争防止制度の概要

平成18年2月

創作意欲  
を刺激

## 知的財産権の種類

信用の維持

### 知的創造物についての権利

#### 特許権(特許法)

- 発明を保護
- 出願から20年

#### 実用新案権 (実用新案法)

- 物品の形状等の考案を保護
- 出願から10年

#### 意匠権(意匠法)

- 物品のデザインを保護
- 登録から15年

#### 著作権(著作権法)

- 文芸、芸術、美術、音楽、プログラム等の精神的作品を保護
- 死後50年(法人は公表後50年、映画は公表後70年)

#### 回路配置利用権 (半導体集積回路の回路配置に関する法律)

- 半導体集積回路の回路配置の利用を促進
- 登録から10年

#### 育成者権(種苗法)

- 植物の新品種を保護
- 登録から25年(樹木30年)

#### 営業秘密 (不正競争防止法)

- ノウハウや顧客リストの盗用など不正行為を禁止

### 営業標識についての権利

#### 商標権(商標法)

- 商標を保護
- 出願から10年(更新あり)

#### 商号(商法)

- 登記された商号を保護

#### 商品表示、形態等 (不正競争防止法)

- 原産地等の虚偽表示
- 商品形態のデッドコピー
- ドメインネームの不正取得等

出典: 特許庁ホームページ

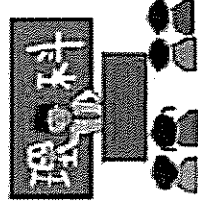
## ＜特許制度の概要について1＞

- 目的：発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする。
- 保護対象：「発明」。特許法という「発明」とは自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの。
- 保護期間：最長で出願から20年。年金の支払いがなければ権利消滅。
- 特許権の効力：特許権者は、業として特許発明の実施をする権利を占有する

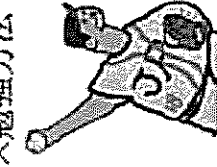
## 特許法上の「発明」とは

### ○自然法則を利用しているか

- ×自然法則でなも（人為的取り決め） → 商売方法、経済法則等
- ×自然法則自体 → エネルギー保存の法則、万有引力の法則



×勉強方法



×フオークボール

### ○技術的思想であるか

- ×いわゆる技能 → フオークボールの投げ方、プロレス技
- ×単なる情報の提示 → DB
- ×美的創作物 → 絵画、彫刻

### ○創作であるか

- 「創作」とは、新しいことを創り出すこと
- ×天然物の単なる発見など（→天然物から人為的に分離した天然物質）

### ○高度であるか

- 従来にない新しい機能を発揮するもので産業上の利用価値があれば可

出典：平成17年度知的財産権制度入門（特許庁）

## ＜特許制度の概要について2＞

○侵害への民事上の救済措置：差止請求権、損害賠償請求権、信用回復措置請求権、不当利得返還請求権

○侵害への罰則：刑事罰として、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金（特許法第196条）。

その、法人に対しては1億5千万円以下の罰則（特許法第201条）。

○登録件数：約12万件/年（出願件数42万件、審査請求件数33万件）（2004年度）

○審査期間：26ヶ月（2004年度）

○審査官の人数：1358人（2005年度）

### 権利侵害の発見

#### 詳細な検討

- ・ 自分の権利の確認（名義、存在の確認、実用新案技術評価書の請求）
- ・ 相手の実施状態の把握（侵害品等の証拠の確保、販売ルートや数量等の把握）
- ・ 権利範囲と実施内容の比較（特許庁の判定制度、弁理士・弁護士との鑑定）

警告（通常は証拠を残すために書面で行います。）

警告を受け入れる場合

私的和解  
・ 侵害者が侵害行為を中止  
・ 侵害者が権利者に実施料を支払って実施許諾等

警告を受け入れない場合

裁判外での解決  
民間人の仲介、斡旋等  
(例)WIPO仲裁センター、国際商事仲裁協会、日本知的財産仲裁センター等

裁判による解決  
訴訟（本訴、仮処分申請）の提起  
(損害賠償請求は本訴で行う)

刑事責任の追及を捜査機関に求める

### 審査期間短縮の取り組み

2004年：26ヶ月→2008年に20ヶ月台（順番待ちピーク時）

→2013年に11ヶ月（世界最高水準）

→最終的に審査順番待ち期間ゼロ



### 審査官の大幅増員

今後約80万件まで増加すると見込まれる審査順番待ち案件を一掃するため、2008年度までの5年間で500人の任期付審査官の確保を目指す（任期10年間）。

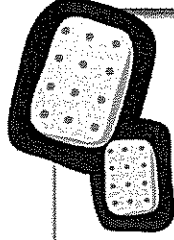
(年度)	2004	2005
通常審査官	1145 (+19)	1162 (+17)
任期付審査官	98 (+98)	196 (+98)
合計	1243 (+117)	1358 (+115)

参考資料：特許行政年次報告書2005年版（特許庁）  
平成17年度知的財産権制度入門（特許庁）

## <農林水産分野における現状と課題>

- 農林水産分野においては、他産業に比較して、知的財産を保護し活用するという意識が乏しく、かつ、実施体制も十分とはいえない。
- また、研究成果を活用する事業者が零細かつ非常に多数である。
- 技術革新がもたらす成果を知的財産権として適切に保護し、それを我が国農林水産業の発展や新産業の創出等に向けて有効に活用する視点が特に重要である。

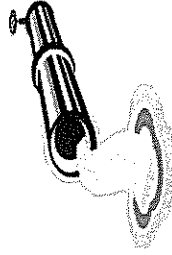
### 活用事例



**事例1** 有効な量のイソフラボン類を含有させた脂肪細胞における  
脂肪分解促進用組成物

効果

中堅企業から大企業まで5社以上に許諾  
大豆を代表とする植物に含まれるイソフラボン類による瘦身効果が  
期待されるため、健康ブームに乗った。  
医薬品、機能的食品、家畜用飼料などへの利用が可能。



**事例2** 圃場からの肥料や農薬の流出を最小限に抑え、適切な灌漑が行える  
暗渠排水パイプによる地下灌漑システム

効果

中堅企業5社以上に許諾  
実際の作物育成状況における有意差が明確となっており、そのシステム  
の施工方法技術指導を含めて許諾

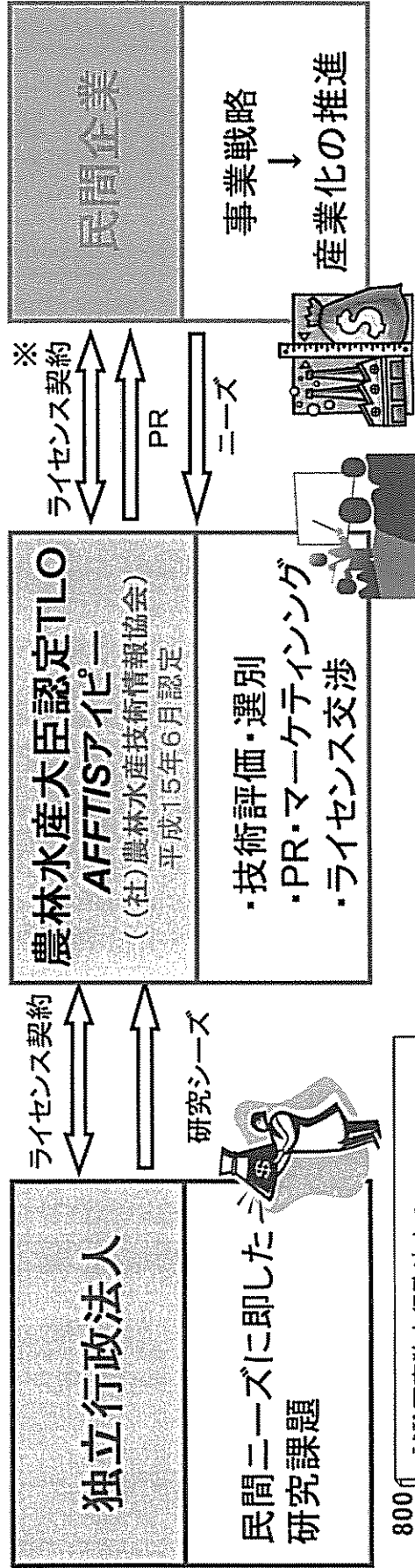
**事例3** 血圧上昇抑制作用などの生理活性を有するγ-アミノ酪酸(GABA)含量  
の高い茶を製造する方法

効果

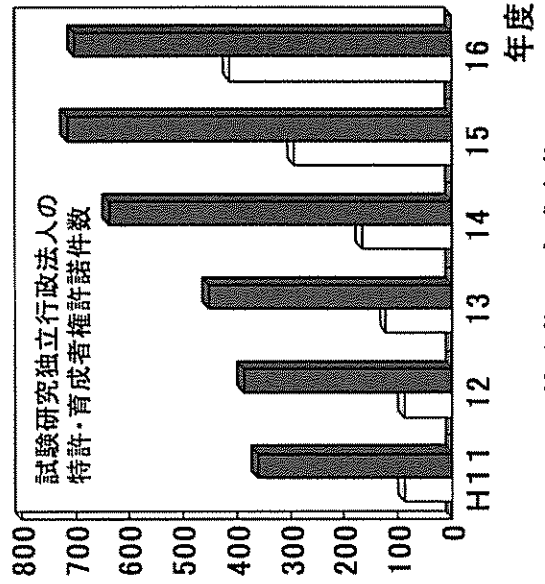
中堅企業1社に許諾  
血圧上昇抑制作用、日常的な高血圧性疾患の予防。  
低級茶の付加価値向上

# TLOを通じた技術移転の促進

民間企業等における独法の研究成果活用を促進するため、平成15年6月に農林水産大臣認定TLO「AFFTISアイピー」(農林水産技術情報協会)を設置し、技術移転を促進



※ライセンス契約例  
一時金(〇百万円) + 売上げの〇%



AFFTISアイピー技術移転実績

許諾特許数	15年度 (6月～)	16年度	17年度 (12月15日現在)
許諾特許数	5	62	51

□ 特許権 ■ 育成者権

## <商標制度の概要について>

- 商標制度は、商品や役務に付される識別標識である商標を保護することを定めて、その商標が付された商品や役務の出所を表示する機能等により、商標を使用する者の業務上の信用の維持を図ることを通じて、産業の発達に寄与し、一方で需要者の利益を保護しようとするもの（商標法第1条）。
- 商標法では、「商標」を「文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合であって、①業として商品を生産し、証明し若しくは譲渡する者がその商品について使用するもの、②業として役務を提供し若しくは証明する者がその役務について使用するもの」（商標法第2条第1項）と定義し、これらを保護の対象としている。
- 商標権は、全国的に効力が及び、権利者は、指定商品又は指定役務について登録商標を10年間使用できる（商標権存続期間は更新可。商標法第19条）。
- 商標権の侵害者に対して侵害行為の差し止め、損害賠償等を請求できる（商標法第37条）。

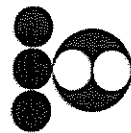
### ○ 商標の例：

① 文字商標

**EPSON**

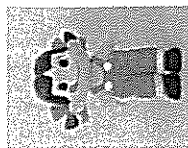
(例)

② 図形商標



(例)

③ 立体商標



(例)

④ 文字、図形、記号、立体的形状の2つ以上が結合した商標



(例)

### ○ 商標の登録件数

類別 番号	類別名称	登録区分数		
		2002年	2003年	2004年
29	動物性・農産物性食品	1,144	5,335	6,358
30	コ－ヒ－、調味料、菓子	1,557	8,116	8,908
31	穀物、魚、果実、種子	319	1,596	2,061
32	清涼飲料	612	2,698	3,152
合計		3,632	17,745	20,479

資料：特許行政年次報告2005年度版「統計・資料編」の飲食料品を抜粋

注1：平成8年法律第68号による改正商標法の適用を受ける出願の登録件数

注2：登録件数は平成8年法で一出願多区分制度を導入したことにより、登録区分数とされた。

注3：登録区分には、更新登録出願及び防護標章登録件数は含まない。

注4：この表における「類」は、改正商標法（平成3年法律第65号）に基づく国際分類である

### ○ 審査期間

商標	審査期間（※）		
	2002年 2.0ヶ月	2003年 2.0ヶ月	2004年 1.7ヶ月

資料：特許行政年次報告2005年度版「統計・資料編」

※ 早期審査の対象となった案件についての平均。申出から審査官による審査結果の最初の通知が発送されるまでの期間

### ○ 審査官の人数

商標審査官	定員推移		
	2003年 148人	2004年 148人	2005年 148人

資料：特許行政年次報告2005年度版「統計・資料編」

○ 改正商標法による地域ブランド「地名＋商品名」からなる商標（地域団体商標）の保護強化

- ・ 地域の名称及び商品又は役務の名称等からなる商標（地名入り商標）が、事業協同組合や農業協同組合等によって、地域との密接な関連性を有する商品に使用されたことにより、一定程度の周知性を獲得した場合には、地域団体商標として登録を認める。

○ 商標制度の改正内容（平成18年4月1日施行）

種類		改正前	改正後
普通商標	文字のみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「地名＋商品名」の登録は原則的に周知されている場合、例外的に可。</li> <li>○ 全合（「タ張メロン」等（10品目程度））</li> </ul>	【同左】
	図形との組み合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 登録可。（「関あじ」等126品目以上）</li> </ul>	
団体商標（注1）	文字のみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「地名＋商品名」の登録は原則的に周知されている場合、例外的に可。</li> <li>○ 全合（宇都宮餃子等2品目程度）</li> <li>○ 宇都宮餃子等が広く認識され、先使用者は継続使用可。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 複数の都道府県に周知される場合、例外的に可。（＝地域団体の商標）</li> <li>○ ※先使用者は継続使用可。</li> </ul>
	図形との組み合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 登録可。小田原蒲鉾等4品目程度）</li> </ul>	【同左】

（注1） 団体商標とは、農協、事業協同組合等の団体が、その構成員に使用させるために登録する商標。  
 （注2） 品目数は、著名な地域特産農林水産物について、商標の取得状況を調査したものであり、登録商標すべてを調査したものではない。



## ＜地理的表示の概要＞

### ① 地理的表示の追加的保護の拡大

現行TRIPS協定(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)上、地理的表示の保護は、次の2つの保護レベルを規定。

- (1) すべての産品に認められる保護  
消費者が誤認するような内容の表示のみを排除。  
(カマンベールチーズ made in U.S.A.、四川鳳ラーメンといった表示はOK)
- (2) ワイン・スピリッツのみに認められる追加的な保護  
消費者が誤認するか否かを問わず地理的表示を保護。  
(スコッチ・ウイスキー made in U.S.A.、ボルドー風ワインといった表示も禁止される)

### ② ワイン・スピリッツの「多国間通報登録制度」の設立

TRIPS協定第23条4において、ワイン・スピリッツの地理的表示の保護を促進するための同制度の設立について、理事会で交渉を行うことを規定(ドーハ閣僚宣言で確認)。

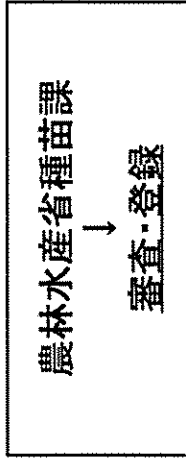
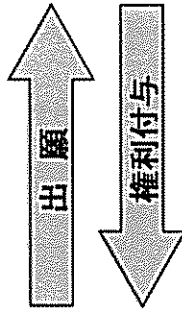
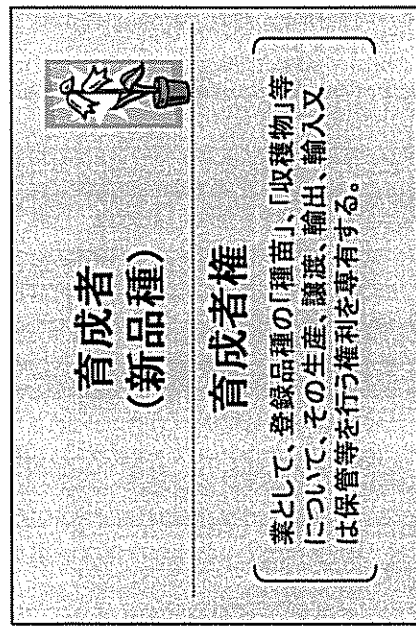
### ③ EUのローバルバック提案

EUは、農業交渉モダリティ提案の中で、農業協定附属書にリストアップされた特定農産品の地理的表示については、原産の加盟国以外における同様の名称が、商標登録済みであったり、既に一般名称化していても、段階的にその使用を禁止(いわゆるローバルバック)すべきと提案。

# 植物新品種の保護制度の概要

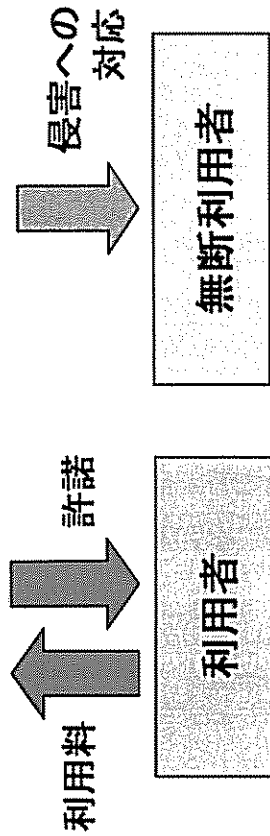
## 育成者権とは

1. 育成者権とは、植物の新品種を育成したのについて、「種苗法」に基づく品種登録により発生する権利。
2. 「育成者権」を有する者(育成者権者)は、業として、登録品種の「種苗」、「収穫物」及び政令で定める「加工品」について、その生産、譲渡、輸出、輸入又は保管等を行う権利を占有。



16年度出願件数 1,337件  
16年度登録件数 1,132件  
平均審査期間 3.1年  
審査官数 22人

登録日から25年  
果樹等永年性植物は30年



## 民事上の請求

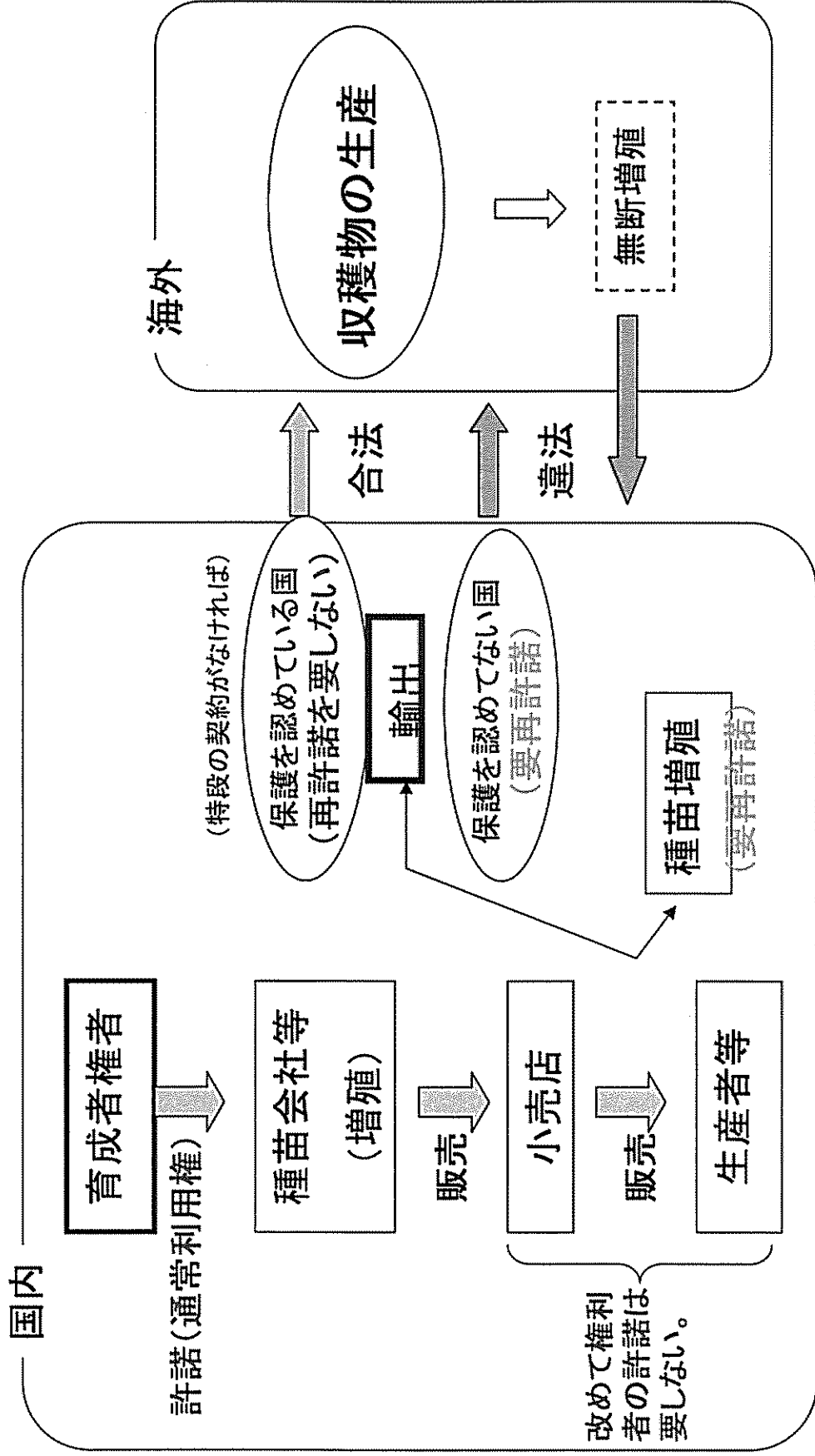
- 1 差止め
- 2 損害賠償
- 3 信用回復の措置

## 刑事罰

個人:3年以下の懲役又は300万円以下の罰金  
法人:1億円以下の罰金

# 育成者権の効力と許諾

1. 登録品種の種苗を、その植物を対象とした品種保護制度のない国に持ち出す場合には、育成者権者の許諾が必要。



注: 通常利用権の許諾契約で特段の定めがある場合を除く。

＜育成者権の侵害事例＞

1. 育成者権はそれぞれの国の法律によって保護されるため、権利侵害対策としては、①特にアジア諸国の品種保護制度の整備・拡充と、②海外における育成者権の積極的な取得が重要。

○主な権利侵害事例

植物名	品種名	権利者	概要	要
いんげん豆	雪手亡	北海道	中国に種苗が無断で持ち出され、その收穫物が我が国に輸入、販売された。輸入業者は中国から北海道からの警告により、輸入業者は中国からの高級白あん原料用いんげん豆の輸入を自粛。	
小豆	きたのおとめ しゅまり	北海道	中国に種苗が無断で持ち出され、その收穫物が我が国に輸入された。輸入業者は中国からの北海道からの警告により、輸入業者は中国からの日本品種の小豆の輸入を自粛。	
いちご	レッドパール	個人	韓国の者に生産・販売を許諾したが、韓国国内で種苗が無断で持ち出され、その收穫物が我が国に輸入、販売された。輸入業者は我が国に育成者権者が輸入業者を相手に裁判を起こし、輸入を取りやめることなどを条件に和解。	
	とちおとめ	栃木県	韓国に種苗が無断で持ち出され、その收穫物が我が国に輸入、販売されていた。栃木県が許諾先の業者に文書で注意。	
いぐさ	ひのみどり	熊本県	中国に種苗が無断で持ち出され、栽培されていると平成15年12月、熊本県が、関税定率に基づき輸入差止めを申立てた。平成17年3月には、税関が八代港から輸入された「ひのみどり」のいぐさを発見し、刑事告発。平成17年11月7日に熊本地検が起訴した。平成18年2月1日に熊本地裁で有罪判決。	
	紅秀峰	山形県	オーストラリアに種苗が違法に持ち出されたとして、平成17年11月16日、山形県が、種苗を刑事告訴した。平成17年12月28日、果実の生産・販売を営む等平成17年12月28日、山形県が、関税定率法に基づき輸入差止めを申立てた。中国においても、種苗が違法に持ち出され、流通しているとの情報が寄せられている。	

○アジア諸国の品種保護制度の整備状況

UPOV (ユポフ) 条約の締約国は60カ国 (EUを含む)

日本: UPOV (ユポフ) 条約 (植物の新品種の保護に関する国際条約) を締結。全植物を保護。

中国、韓国、シンガポール: UPOV条約を締結。

ただし、保護対象植物は限定されている。

中国 → 保護対象: 稲、りんご、かんきつ、菊等

139品目

保護対象外: 小豆、いぐさ等

韓国 → 保護対象: 稲、りんご、なし、菊等

155品目

保護対象外: いちご、みかん等

シンガポール

→ 保護対象: らん類、水生植物、タイサイ

等15品目

保護対象外: 稲、りんご、かんきつ、菊等

インド、フィリピン、タイ: UPOV条約は未締結。小農

が増殖した種苗の販売などを認めている。

マレーシア: UPOV条約の締結に向けて、「植物新品種

保護法」の一部修正に取り組んでいる。

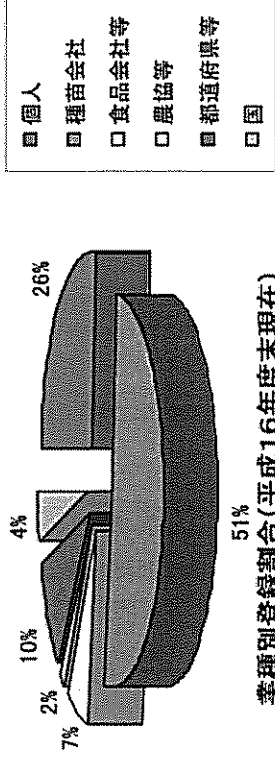
## 新品種の活用状況

1. いちご等新品種が生産の大部分を占めているものがある一方、水稻のヨシヒカリ、りんごのヨシヒカリ、りんごのふじ等品種登録制度創設以前の品種が大きなシェアを占めているものもある。
2. 品種登録の状況を見ると、種苗会社が半分、個人育種家が1/4を占めている。
3. 新品種、商標等を活用したブランド化による産地づくりの取組もみられる。

## ○主要な作物の作付面積上位10品種における育成者権の存続状況

作物名	現在、保護されている品種		現在、保護されていない品種	
	登録品種(権利維持中)	育成者権の存続期間が満了した品種	存続期間中に育成者権が取り消された品種	品種登録制度創設(昭和53年)以前の品種等
	品種名	品種名	品種名	品種名
稲	6 ひとめぼれ、ヒノカリ、はえぬき、ほしのゆめ、つがるロマン、ゆめあかり	2 キヌカカリ、きらら397	0	2 コシヒカリ、あきたこまち
大豆	3 リュウホウ、むらゆか、おおすず	4 フクユタカ、タチナガハ、スズユタカ、トヨムスメ	0	3 エンレイ、ミヤギノメ、ケンレイ
いちご	8 どちらとも、さちのか、福岡56号(あまおう)、草姫、さがほのか、アスカルビー、濃姫、越後姫	2 とよのか、女峰	0	0
りんご	0	1 陽光	2 北斗、千秋	7 ふじ、つがる、玉林、ジョナゴールド等

## ○業種別の出願・登録状況



## ○新品種を利用した産地づくりの取組事例

産地	作物名	取組内容
福岡県	いちご	福岡県の育成品種であるいちごの新品種は、県内の生産者のもとに栽培を許可するほか、「あまおう」として商標登録し、ブランド化により産地づくりに取り組んでいる。
熊本県	いくさ	熊本県が育成したいくさの新品種「ひのみどり」は、生産者が部会を組織して栽培研修を行うとともに、それを原料とした高級漬物は「ひのさらさ」として、商標登録し、産地づくりに取り組んでいる。
岩手県 安代町	りんどう	岩手県安代町では、平成4年以来、地元で14種のオリジナルりんどう品種を開発し、産地のブランド力の向上に努めており、オリジナル品種が生産の8割(平成15年)を占めている。

## <不正競争防止法について>

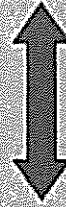
- 目的：事業者間の公正な競争等を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、国民経済の健全な発展に寄与しようとするもの。
- 産業財産権法（特許法、商標法、種苗法等）が、客体に権利を付与するという方法（特許権の設定など）により知的財産権の保護を図るものであるのに対して、不正競争防止法は「不正競争行為」を規制する方法（行為規制）により知的財産の保護を図る。
- 不正競争防止法は産業財産権とならないものも含めて幅広くカバーでき、また、権利登録を要しないので侵害後直ちに訴訟できる。

不正競争行為の定義	事 例 等	刑事的措置		民事的措置
		個人(併科可能)	法 人	
①周知な商品等表示の混同惹起	周知な商品等表示を商標登録されていない役務分野に使用。(スナックシヤネル事件等)	5年以下の懲役又は500万円以下の罰金	3億円以下の罰金	①差止請求権 ②損害賠償請求権 ③損害額の推定等 ④書類提出命令 ⑤営業秘密の民事訴訟上の保護 ⑥信用回復の措置
②著名な商品等表示の冒用	著名な企業グループの名称・標章を、投資ファンドが使用。(三菱クオラムファンド事件等)	5年以下の懲役又は500万円以下の罰金	3億円以下の罰金	
③商品形態の模倣	他人の商品形態を模倣した商品の譲渡。(たまたごっち事件等)	3年以下の懲役又は300万円以下の罰金	1億円以下の罰金	
④営業秘密の侵害	顧客名簿を無断コピーして退職・独立開業。会社の機密文書を産業スパイに開示。等	5年以下の懲役又は500万円以下の罰金	1億5千万円以下の罰金	
⑤技術的制限手段を解除する装置等の譲渡等	コピーガードキヤンセラー、無許諾受信デコーダー等の販売。等	なし	なし	
⑥ドメインネームの不正取得	図利加害目的で他人の商品・役務等と類似のドメインの権利を取得。等	なし	なし	
⑦原産地、品質等の誤認惹起表示	商品、役務、広告等に原産地、内容等を誤認させるような表示。(本みりたんタイプ調味料事件)	5年以下の懲役又は500万円以下の罰金	3億円以下の罰金	
⑧信用毀損行為	競争関係にある他人の信用を害する虚偽の事実の告知、流布等。	なし	なし	
⑨代理人等の商標冒用	外国の商標権者の代理人又は代表者による商標冒用行為	なし	なし	
⑩外国国旗、紋章等の不正使用	外国の国旗・紋章、国際機関の標章等を外国政府等の許可なく商標として使用。	5年以下の懲役又は500万円以下の罰金	3億円以下の罰金	なし
⑪外国公務員贈賄	国際的な商取引に関して、営業上の不正利益を得るために、外国公務員等へ利益供与。	5年以下の懲役又は500万円以下の罰金	3億円以下の罰金	

# 不正競争防止法と産業財産権法の関係

## 特徴の比較

不正競争防止法 非登録・不法行為型



産業財産権法 登録・物権型

## 両法の使われ方

### ①敗訴リスクの低減

不競法で勝訴しても産業財産権法では非侵害となるケースがあり、その逆もある。産業財産権のみでは、被告に権利無効を抗弁されるおそれがある。したがって、請求原因として両方を提起しておけば、敗訴リスクを低減させることができる。

### ②費用の節約・期間の短縮

不競法は登録を要しないので、侵害後直ちに訴訟を提起できる。請求原因は口頭弁論終結までに追加できるから、侵害が起きたものについてのみ産業財産権の登録をすれば間に合う。したがって、審査登録費用や製品開発期間を短縮できる。

### ③訴訟上の攻撃方法の多様化

産業財産権は権利範囲が狭いが、絶対的な効力を持つ。不競法は産業財産権と異なるものも含めて幅広く捕捉できるが、効力は相対的ではない。したがって、侵害の態様によって多様な攻撃方法を選択できる。